三 調 発 第 １ ６ 号
令和６年４月１７日

会 員 各 位

三重県土地家屋調査士会
会 長　川 井 一 浩

三重県土地家屋調査士会大規模災害対策に関する規則、及び
三重県土地家屋調査士会大規模災害対策基金に関する規則の制定について

平素は、当会の運営活動にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、近年、大規模災害が相次いで発生しており、当会としても災害に対する備えが必要であると考え、昨年度より協議を重ねて参りました。

平成２８年の熊本地震以降、毎年のように豪雨や台風、そして今年１月１日の能登半島地震。

また、いつ発生してもおかしくないと言われている、南海・東南海地震、東海地震や首都直下型地震等。

しかしながら、これまで当会に大規模災害発生時に対する会務の運営・執行・対応等に関する規則等がございませんでした。

このため、当会としても、災害に際して正常な機能を回復すること、被災会員を支援すること及び被災者に対して可能な限り支援を行うとともに、土地家屋調査士の職能を提供することを目的として、

「三重県土地家屋調査士会大規模災害対策に関する規則」
「三重県土地家屋調査士会大規模災害対策基金に関する規則」を
理事会の決議を経て制定いたしました。

今後、さらに災害対策に関する整備を進めて参りますが、まずは標記の制定をいたしましたので、会員の皆様にご報告いたします。

〔三重県土地家屋調査士会大規模災害対策に関する規則〕

令和６年４月１６日制定、施行

三重県土地家屋調査士会大規模災害対策に関する規則

第１章　　総　則

（趣　旨）

第１条　この規則は、災害時における災害にかかる会務の運営、執行、その他災害発生時の対応等に関し、これを定める。

（目　的）

第２条　この規則は、津地方法務局の管轄区域及びその周辺に発生した災害に際し、三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が正常な機能を回復すること、被災会員を支援すること及び被災者に対して可能な限りの支援を行うと共に土地家屋調査士の職能を提供することを目的とする。

（本会の責務）

第３条　本会は、災害発生時においては、会長の判断により、組織及び機能のすべてをあげて災害時における会務の執行に関し万全の措置を講じ、通常会務に優先し、執行する。

第２章　災害時における体制

第１節　災害対策本部

（災害対策本部の設置）

第４条　会長は、次に定める設置基準のいずれかに該当したときは、直ちに本会の事務所に災害対策本部（以下「本部」という。）の設置を決定する。

２　災害対策本部の設置基準は以下のとおりとする。

⑴　警戒宣言が発令されたとき

⑵　震度６弱以上の地震が発生したとき

⑶　災害で人的、 物的被害が甚大であるとき

⑷　日本土地家屋調査士会連合会大規模災害に関する規則（以下「連合会大規模災害に関する規則」という。）第４条に基づき現地災害対策本部設置を求められたとき

⑸　災害対策基本法第２条第１号の適用を受けたとき

⑹　災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき

⑺　その他会長が必要であると判断したとき

３　会長は本会の事務所が被災したため、前項に定める設置が不可能と判断したときは代替設置場所を指定する。

４　前項の代替設置場所の設置期間は、本会がその機能を回復するまでとする。

５　会長は、本部を設置した場合は、これを理事会に報告する。

（災害対策本部の構成及び役割）

第５条　本部は、本部長、副本部長のほか、総務財務班及び調査班並びに救援班をもって構成する。

２　本部長は、会長をもって充てる。

３　本部長に事故あるときは、あらかじめその指名する副本部長がその職務を代理する。

４　副本部長は、副会長をもって充てる。

５　各班の班長及び班員は、本部長が指名した者とする。

６　総務財務班は、安否確認情報の収集、庶務、会計、義援金の受入及び給付、弔慰金の給付、関係機関との連絡及び相談の対応を行う。

７　調査班は、被災地に赴き、救援に必要な情報の収集、管理、会員及び地域への情報発信を行う。

８　救援班は、調査班の収集した情報に基づき、救援活動を行う。

（災害対策本部長の権限及び職務）

第６条　本部長は、災害時における会務について一切の権限を有し、かつ執行する。

２　本部長は、活動状況を理事会に報告する。

（災害対策本部の職務）

第７条　本部は、第２条の目的を達成するため、次の各号に定める職務を遂行する。

⑴　被災会員の安否確認情報の収集、被害状況調査

⑵　災害発生後速やかな被災地への調査班の派遣

⑶　調査班の収集した情報に基づく救援班の派遣

⑷　国、地方自治体から災害時に発せられる各種情報の収集及び会員への情報提供

⑸　日本土地家屋調査士会連合会、官公署等と連携し、被災地に対する救援活動及び専門職能を生かした支援

⑹　行政機関が行う施策への積極的な参画

⑺　義援金の管理及び給付

⑻　その他救援活動に必要な事項

（日本土地家屋調査士会連合会等との連携）

第８条　災害対策本部は、災害時の緊急支援にあたって、必要に応じて日本土地家屋調査士会連合会、同中部ブロック協議会その他の土地家屋調査士会と連携し、救援活動及び支援事業を行う。

（国、地方自治体との協議及び交渉）

第９条　本部長又は本部長から指名を受けた者は国、地方自治体等との協議及び交渉を行う。

（報道機関との連携）

第10条　本部は、必要な情報を報道機関に提供し、被災地域住民に広く伝達されるように図る。

（災害対策本部の解散）

第11条　本部長は、本部がその目的を達成したと認めたとき、理事会の決議を経て解散する。

第２節　災害対策室

（災害対策室の設置）

第12条　本部長は、本部を設置したときは、必要に応じて被災地域内又は周辺の支部に災害対策室設置を求める。

（災害対策室の構成）

第13条　災害対策室は、室長及び室員をもって構成する。

２　災害対策室の室長は、支部長をもって充てる。

３　室員は、室長が指名した者をもって充てる。

（災害対策室の職務）

第14条　災害対策室は、被災地及び被災会員に関わる情報を適確に把握し、活動状況と供に本部に迅速に報告しなければならない。

２　災害対策室は、本部の指示に基づき、次の各号に定める救援活動及び支援を行う。

⑴　被災会員に対する救援活動及び支援

⑵　被災会員からの要望に対する業務支援

⑶　被災者に対する救援活動及び支援

⑷　国、地方自治体が行う土地家屋調査士業務範囲に関する相談会場への会員派遣

⑸　前各号のほか、必要な救援活動及び支援

３　災害対策室は、室長が急を要し、かつ必要と認めたときは、本部長の指示なくして救援活動及び支援を行う。

（災害対策室の解散）

第15条　災害対策室は、本部が解散したときに解散する。

第３章　災害時における会員等に関する情報の確保

（緊急連絡網）

第16条　本会は、緊急連絡網を作成し、会員等の安否確認に備える。

２　本会は、各支部の緊急連絡網を保存する。

３　各支部は、本部の指示により、その所轄支部の緊急連絡網に基づき会員の安否確認等を行う。

（被災地域会員等の報告）

第17条　被災地域の会員等は、被災状況等を現地対策室を経由し本部に報告するよう努めるものとする。

２　前項による報告事項は次の各号に掲げる事項とする。

⑴　緊急連絡先

⑵　人的被害の状況

⑶　物的被害の状況

⑷　業務上における本会支援の要否

⑸　その他必要な事項

３　被災会員は、詳細な被害状況が判明次第、様式第１号（被災状況報告書）により、本部に報告するものとする。

第４章　災害時の支出

（災害対策費、災害対策積立金）

第18条　本会は、一般会計に災害対策費、災害対策積立金の科目を設けて予算を計上し、災害発生緊急時の支出に備える。

２　災害対策費は、災害の発生に備えるため、防災用具、支援物資等の備蓄及び本規則の目的を達成するための訓練費用に充てることができる。

第５章　雑　則

（改　廃）

第19条　この規則の改廃は、理事会の決議による。

附　則

１　令和６年４月１６日制定、施行

〔三重県土地家屋調査士会大規模災害対策基金に関する規則〕

令和６年４月１６日制定、施行

三重県土地家屋調査士会大規模災害対策基金に関する規則

（目　的）

第１条　この規則は、大規模災害時における三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が正常な機能を回復すること、被災会員を支援すること及び被災者に対して可能な限りの支援を行うと共に土地家屋調査士の職能提供するため大規模災害対策基金（以下「基金」という。）の設置、基金の募集、基金の支弁の要領について定める。

（基　金）

第２条　本会は、大規模災害時に備えた基金を設ける。

２　基金の平常時における管理運営は、一般会計として取り扱う。

３　第６条により基金を取り崩したときは、特別会計を組成し、繰り入れるものとする。

（基金の積み立て）

第３条　基金の積み立ては次の各号の方法により実施する。

⑴　毎事業年度の予算計上

⑵　会員又は支部の寄付

（基金の目標額）

第４条　基金の積み立て目標額は 3,000 万円とする。

（基金の流用禁止）

第５条　基金は、第６条に規定する用途以外の支弁に供することは出来ない。

（基金の支弁）

第６条　基金は次の各号に定める用途の支弁に供することができる。

⑴　三重県土地家屋調査士会館（以下「会館」という。）の修繕費用

⑵　災害対策本部（以下「本部」という。）設置及び活動に伴う費用

⑶　会員への弔慰金・見舞金の給付

⑷　三重県と締結した「災害発生時における応援協力に関する協定」（以下「協定書」という。）に基づき、大規模災害時に各自治体が行う家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に土地家屋調査士（以下「会員」という。）が参加することによる助成金の給付

⑸　国を含む各自治体からの要請を受け、大規模災害に関する調査等に会員が参加することによる助成金の給付

⑹　上記各号の活動にかかる人件費等の費用弁償

（支弁額の決定）

第７条　支弁額は、本部長がその都度、諸事情を考慮して定め、理事会の承認を得て決定する。ただし、緊急を要する場合は、後日理事会に報告し承認を得るものとする。

（給付の方法）

第８条　弔慰金・見舞金及び助成金の給付方法は次の各号による。

⑴　第６条第３号に規定する弔慰金・見舞金は会員に給付する。

⑵　第６条第４号に規定の助成金は協定書に基づいて認定調査が実施され、本会に提出された協定書規程第４条第３項の業務報告書（様式第１号）により、支部に対して給付する。又、給付を受けた支部は会員に給付する。

⑶　第６条第５号に規定の助成金は本会に提出された報告書により、支部に対して給付する。

又、給付を受けた支部は会員に給付する。なお、本会への報告は協定書規程第４条第３項を準用するものとする。

⑷　第６条第５号に規定の助成金は他会からの要請を受け認定調査等に参加した会員に給付する。なお、本会への報告は協定書規程第４条第３項を準用するものとする。

⑸　上記第２号から第４号の給付方法に関わらず、提出された報告書により、会長は適宜の方法で会員へ給付することができる。

（特別会計の事業年度及び決算）

第９条　第２条第３項の特別会計の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　前項の特別会計は、監事の監査を受け、毎事業年度の決算について総会の承認を得なければならない。

（剰余金）

第10条　本部解散後において第２条第３項の特別会計に剰余金が出たときは、一般会計に繰り戻し、基金として積み立てる。

（改　廃）

第11条　この規則の改廃は、理事会の決議による。

附　則

１　令和６年４月１６日制定、施行